

# 入札時積算数量書活用方式の概要

## 制度概要

- ・契約後、積算数量(数量内訳書)に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、契約変更することが出来るようになります。
- ・入札参加者に発注者が示す数量内訳書(入札時積算数量書)の活用を促進します。

## 対象工事

- ・全ての建築関係工事 ※令和元年9月1日以降に起工する工事が対象

## 協議対象工種

- ・仮設工事、土工事及び一式計上している項目(工種)以外の全ての項目(工種)

## 協議が可能な条件

- 以下の全ての条件を満たす場合
  - ①協議対象項目の数量が入札時に発注者の示す数量(数量内訳書)と同じ数量としている
  - ②協議対象項目の工事(工種)が完了していない
  - ③協議対象項目の数量が福島県積算基準に基づき積算した数量によるもの

## 協議が出来ないケース

- ①入札時の協議対象項目の数量が、発注者の示す数量と異なる数量としている
- ②協議対象項目の工事(工種)が完了している
- ③協議対象項目の数量を独自の算出方法により積算している
- ④仮設工事、土工事の項目(工種)
- ⑤数量内訳書の数量が一式計上となっている項目

※上記のいずれかに該当すれば、協議対象外となります。

※詳しくは、県HP(技術管理課)より、「建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」および「Q&A」をご参照ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>